

八王子市立宮上中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2 月改

八王子市立宮上中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ・いじめは重大な人権侵害
 - ・いじめは誰にでもどこでも起こりうる。
 - ・法令に則り教育委員会・保護者・地域・関係機関と連携し対処する。
- 令和7年度の重点項目（いじめの予防と早期発見）
 - (1) コミュニケーションスキルの向上と道徳教育等の充実
 - (2) 早期発見のための活動（いじめ対策委員会、アンケート、相談タイムなど）
 - (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

令和7年度はいじめの防止を推進するための課題とポイント

- (1) 軽微ないじめも見逃さない
- (2) 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む
- (3) 相談しやすい環境の中で、いじめから生徒を守り通す
- (4) 生徒自身が、いじめについて考え行動できるようにする
- (5) 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
- (6) 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週月曜日 9時50分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、都事務
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 未然防止に向けて 学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。
- 早期発見に向けて いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しやすいので、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。
- 早期解消に向けて いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月16日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
 - ・本校基本方針の確認
 - ・いじめ対応の流れ
- 8月26日「重大事態の理解と対応」
 - ・「いじめ対策に係る事例集」を活用した研修
- 1月8日「いじめ未然防止と組織的な対応」
 - ・専門家の力を活用した研修

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業・取組

- ・いじめ防止プログラム
- ・人間関係の向上（いじめと向き合うこと）を主題とする道徳授業
- ・自己理解、他者意識を育成する特別活動の授業
- ・Q-U による人間関係及び集団生活適応状況の把握
- ・他者認知力、メタ認知力育成のための体験活動や発表活動
- ・水曜日午後の生徒理解のための情報交換会

SOS の出し方に関する授業・取組

- ・学級活動で SOS の出し方について指導
- ・生徒会の取組 ともだちの SOS を伝える
- ・年間を通じた全校朝礼、学校だよりでの呼びかけ
校長講話、生活指導主任による講話
- ・月・金曜日午後の「生徒と先生との相談タイム」の年間実施

いのちの大切さを共に考える日（6/9）の取組

- ・6月の全校朝礼での周知
- ・6～7月にかけて「生命尊重」を価値項目とする道徳授業を重点化して実施
- ・いじめ防止プログラム（7月4日）
- ・7月全校朝礼でのいのちについての講話
- ・生徒と先生の相談タイム
- ・赤ちゃんふれあい体験

生徒の自己肯定感を高める取組

- ・係活動の意義づけによる、役割を担い果たす指導
- ・生徒会活動による自治的取組
- ・他者の考えを尊重し深め合う日常の授業
- ・人権尊重を基盤とした、自他を尊重する生活指導
- ・校内外での多彩な生徒活躍の場を創出
- ・たより、HP をはじめとした生徒活躍状況の広報
- ・考え、議論する道徳科を要とする道徳教育の充実

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。